

# 介護保険の第1号被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が減少した世帯に対し、以下の要件に該当する場合、申請により介護保険料の全部または一部を減額します。

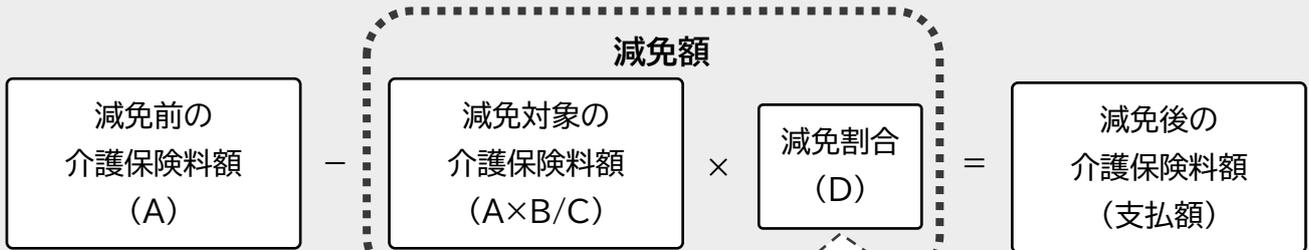
新型コロナウイルスにより、世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯のかたは介護保険料額が全額免除です。

以下の要件をすべて満たす場合に限り全部または一部減額の対象となります

- (1) 世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、給与収入、山林収入（以下「事業収入等」）のいずれかの収入が収入の種類ごとに見た場合に、前年に比べて10分の3以上減少していること（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額は差し引く）
- (2) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること



○減免前の介護保険料額(A)から引く減免額を求めます。



≪ 減免対象の介護保険料額(A×B/C) ≫  
 A: 減免前の介護保険料額  
 B: 世帯の主たる生計維持者の減少した収入にかかる前年の所得額  
 C: 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

≪ 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた減免割合(D) ≫

前年の合計所得金額	減免割合(D)
210万円以下の場合	全部(10分の10)
210万円を超える場合	10分の8

※世帯の主たる生計維持者が事業等の廃止や失業した場合には前年の合計所得金額にかかわらず、減免対象の介護保険料額(A×B/C)の全部(10分の10)を免除

(例) 被保険者が世帯の主たる生計維持者で事業収入が10分の3以上減少した場合

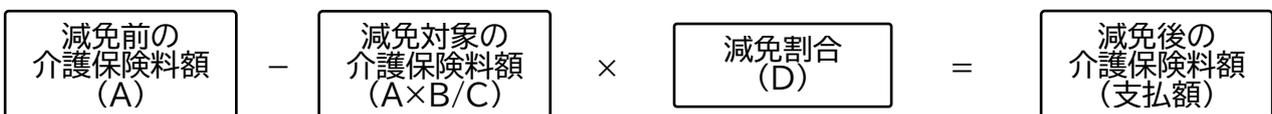
前年の事業所得 60万円 年金所得 50万円(年金収入160万円に相当) 住民税課税対象者

(A): 80,500円(第6段階)

(B): 60万円(世帯の主たる生計維持者の減少した収入にかかる前年の所得額)

(C): 110万円(世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額)

(D): 全部(10分の10)



80,500円 - 44,000円 × 全部(10分の10) = 36,500円